

## 枚方市エネルギー価格高騰対策緊急支援金交付事業実施要綱

令和 5 年 7 月 12 日制定  
枚方市要綱 第 38 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、エネルギー価格の高騰により事業に影響を受ける市内の小規模事業者等（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条に規定する小規模事業者（以下「小規模事業者」という。）及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に枚方市エネルギー価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、その事業の安定化を支援し、もって被雇用者の雇用の継続に寄与することを目的とする。

### (支援金の交付の対象者)

第 2 条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号（小規模事業者にあつては、第 2 号から第 8 号まで）のいずれにも該当する小規模事業者等とする。

- (1) 常時雇用する被雇用者の数が 20 人以下であること。
- (2) 当該小規模事業者等に係る主たる事業分類が別に定める事業分類に該当すること。
- (3) 令和 5 年 4 月 1 日以前に事業を開始していること。
- (4) 申込み時において本市内の事業所等で事業を実施していること。
- (5) 支援金を受給した後も、本市内で継続して事業を実施する意思があること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (7) 枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例第 45 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 宗教活動を行うことを目的とする団体でないこと。

### (支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、1 の小規模事業者等につき 10 万円とする。

### (交付の申込み)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、別に定めるところにより、市長に申し込まなければならない。

### (交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申込みがあつた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行う。

### (譲渡及び担保の禁止)

第 6 条 支援金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (交付の決定の取消し等)

第 7 条 市長は、支援金の交付の決定を受けた小規模事業者等について、支援金の交付の対象者で

なかったこと又は虚偽その他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたことが確認できた場合は、当該支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることがある。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。